

「au Starlink Direct 専用プラン 事務手数料相当額還元」提供条件書

1. 概要

「au Starlink Direct 専用プラン 事務手数料相当額還元」は、au Starlink Direct 専用プランにご加入の個人契約のお客様について、契約事務手数料相当額を au PAY 残高に加算する特約です。

2. 提供条件

(1) 適用条件

適用条件
次の全てを満たすこと。 ①個人契約であって、au Starlink Direct 専用プラン(以下、本プランといいます。)の契約事務手数料のご請求があること。 ②同一の契約者名義の回線について、本特約の適用を受けていないこと。

(2) 内容

内容*1
本プランの au ID に紐づく au PAY の残高に、3,850 円相当(不課税)を加算します。

*1: 詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

3. 重要事項

(1) 本特約の適用・廃止について

- au PAY の残高への加算は、本プランにご加入の翌月上旬以降に行います。ただし、加算に際し、次のいずれかに該当する場合はこれを行いません。
ア au PAY の利用開始の登録が完了していないとき。
イ au PAY 会員ナンバーが付与されていない又は有効でないとき等、チャージ対象となる auID に紐づく auPAY の残高に加算するために必要な要件を満たしていないとき。

(2) 其他のご注意事項

- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、データ通信料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等 (au(5G)通信サービス契約約款、au(LTE)通信サービス契約約款、au PAY サービス利用規約、ID 利用規約、その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■ 提供条件書について

- ・ KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びそ

の効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であつて、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2025 年 5 月 7 日

■最終更新日:2025 年 9 月 1 日